

団体名	吳市	所 属	市民部地域協働課	他団体等との連携	住民自治組織
連絡先	地域協働係 (0823) 25-3223				

取組事例名	ゆめづくり地域協働プログラムに基づく自主的で自立した地域活動の支援	取組期間	平成20年度～
--------------	-----------------------------------	-------------	---------

取組の概要 ~ ゆめづくり地域協働プログラム

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、これまでのような活発な地域活動を維持・向上させていくことが困難になると想定される中、「元気な地域」の維持・発展を見据え、「地域力の向上」を図るとともに「協働型自治体への移行」を促進するために、人的・財政的支援などからなる「ゆめづくり地域協働プログラム」を策定し、まちづくり委員会（住民自治組織）による自主的で自立した地域活動を総合的・体系的にサポートしている。

取組の背景 ~ 「元気な地域」の維持・発展に向けた取組の必要性

吳市では、自治会や地区社会福祉協議会など様々な地域活動団体が中心となって、相互扶助や地域固有の歴史・文化の継承、自然環境の保全など、市民自らがその住む地域の活性化のための活動を積極的に展開し、地域を支えてきた。このような「元気な地域」づくりにより、吳市は発展してきたが、今後、人口減少や少子・高齢化が進展することが見込まれる社会情勢の中にあって、これまでの活発な地域活動を維持し向上させていくことが困難になることが想定された。

将来に向けて吳市が発展していくためには、「元気な地域」の維持・発展が必要不可欠であり、これから吳市の進むべき方向性の大きな柱として、「地域力の向上」を掲げ、特色ある地域資源を最大限に活かした「地域協働によるまちづくり」を積極的に進めていくこととした。

取組のねらい ~ 地域力の向上、協働型自治体への移行

【施策目標1】コミュニティの自立経営（地域力の向上）

【施策目標2】小さな市役所の実現（協働型自治体への移行）

取組の具体的な内容 ~ 自主的で自立した地域活動を応援するための総合的・体系的な支援～

(1) 住民自治を促進する基本ルールの整備（地域まちづくり計画の策定・改定支援）

地域の共有する夢（地域の将来像、地域課題の克服等）の実現に向け概ね5～10年で取り組むべき地域の構想の策定・改定に要する経費（勉強会・ワークショップ等の開催、先進事例調査、住民アンケートの実施、計画の印刷等）の助成

(2) 市民公務員の育成

ア 本庁管内の地域担当職員制度 これまで市民センターに相当する行政機能を持っていなかった本庁管内（中央地区）に地域担当職員（主幹+担当）を配置するとともに各市民センターに地域協働総括（副センター長）を配置し、地域協働推進体制を強化

イ 市民公務員育成研修 市民視点を持った協働型職員の育成を目指した研修の実施

ウ 職員の地域グループ化の推進 地域に住む管理職等が地域に住む職員に声をかけるなどして集まり、職員による地域課題の把握や地域活動への参画などを促進

(3) 地域力向上のための財政的支援

ア ゆめづくり地域交付金 使途を定めない交付金（基礎額50万円、人口割額50～400万円）を交付し、地域まちづくり計画の実践を支援

イ 市民公益活動支援基金の設置 市民協働推進に賛同される市民等からの寄付金の受入れ

ウ 市民まち普請事業 公園への植樹や通学路のインターロッキングブロック舗装、里道整備、ウォーキング看板設置など、公共施設を地域協働の手法により整備する場合、原材料費相当額を交付

エ 市民ゆめ創造事業 行政との協働事業の実施や地域間連携の推進など、ゆめづくり地域交付金事業に加えて先駆的な取組を積極的に行うまちづくり委員会に交付金を交付

(4) 地域力向上のための活動拠点確保（市民センターフリースペース提供）

会議や作業等を自由に行うことができる場所・設備を確保

(5) 地域力向上のための人材育成

ア まちづくりサポーター制度 地域活動のコーディネート等を行う住民の活動支援（執務用デスク提供、全国研修への派遣（旅費支給）等）

イ ゆめづくりフォローアップ事業 まちづくり委員会の交流会やリーダーのスキルアップ講座等

ウ テーマ別合同研修 まちづくり委員会の課題解決能力向上に向けた研修の実施

取組を進めていく中での課題・問題点～担い手・参加者の減少、市の支援のあり方見直し

効果や成果が急速に現れにくい取組である一方で、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域活動に参加する地域住民が減少するとともに、担い手の高齢化が懸念されており、将来を見据え、地域活性化に向けての地域住民の当事者意識を高め、また組織化しながら、新たな担い手の発掘に取り組む必要がある。

また、1市8町による合併や行財政改革の推進に伴う職員体制の再構築の推進など、市の組織体制が大きく変化する中、地域の思いを捉え的確にサポートする体制（職員）の充実が課題となっており、地域活動を全面的にバックアップする仕組みを構築する必要がある。

創意工夫した点～当事者意識の醸成、人材育成、地域担当職員の配置

(1) 当事者（参加者）意識が高まるような交付金制度の整備

まちづくり委員会ごとに、使途を定めない（必須事業等の設定をしない）交付金を交付することにより、地域住民が顔を合わせる機会（交流イベント等）の創出や地域情報の発信（広報紙発行等）など、多くの地域住民が参加できる地域活性化事業の企画・実施を促進している。

(2) ゆめづくりフォローアップ事業による人材育成の充実

まちづくり委員会同士の交流会を行うことにより、地域活動を行うまでの悩みや、課題解決に向けての取組手法・秘訣等についての情報交換・情報共有を促進している。

また、まちづくり委員会委員を対象としたスキルアップ研修（パソコン講座）を行うことにより、まちづくり委員会の事務処理能力の向上（事務局機能の確立・強化）を図っている。

(3) 地域担当職員制度の実施

地域協働課（本庁管内）及び各市民センターに、まちづくり委員会ごとに地域担当職員（課長級職員を総括とする複数人による体制）を配置することにより、まちづくり委員会を始めとする自主的な地域活動のサポートを行うとともに、地域協働によるまちづくりの更なる推進を図っている。

取組の成果（効果）～「地域力の向上」に向けた取組の順調な進展

施策目標の実現に向け、プログラムに掲げた体系に基づき様々な取組を実施してきたが、これによりまかれた種が地域の皆さんで育まれ、地域の絆が強まるとともに、様々な広がりを見せている。

- (1) 地域まちづくり計画の策定、ゆめづくり地域交付金を活用した地域活動の推進（地域の商店街空き店舗を活用した高齢者の居場所づくり等）
- (2) 市民まち普請事業を活用したまちづくり基盤の整備
- (3) 特色ある地域資源（地域の「宝」）等の再認識・共有及びにぎわいづくりの推進（とんど復活等）
- (4) 防災を始めとする、地域の皆さん自身の力による安心して暮らせるまちづくりの推進（まちづくり委員会と地元企業との防災協定の締結等）
- (5) 地域間連携イベントの企画・実施による新たにぎわいづくりの推進（合同成人式の開催等）
- (6) 地域活動を支える担い手の発掘及び新たな人材の育成（まちづくり委員会交流会の開催等）

今後の展開～地域の自立度の更なる向上に向けた各種取組・支援の充実

協働型自治体への移行を念頭に、地域の自立度を高め、地域がもっと動きやすくなるような人的・財政的支援を実施していく必要がある。

- (1) アクティブな組織づくりの支援（地域課題の解決に向けての専門部会や事務局の設置支援等）
- (2) 地区公民館のあり方検討（まちづくりセンター化、意欲あるまちづくり委員会への指定管理等）
- (3) 地域の実情に応じた地域まちづくり計画への見直し（地域まちづくり計画の改定支援）
- (4) 先駆的な取組を積極的に行うまちづくり委員会への交付金の交付（市民ゆめ創造事業）
- (5) まちづくり委員会の課題解決能力向上に向けた研修の実施（テーマ別合同研修）
- (6) 職員による地域課題の把握や地域活動への参画などの促進（職員の地域グループ化の推進）

他団体へのアドバイス～地域に合った取組の支援、職員によるサポートの充実

地域をサポートするための取組を総合的・体系的に展開するための拠り所としてのビジョンやプログラムは必要であるが、個々の住民ニーズや地域課題、特色などは地域によって異なるため、画一的・均一的な成果を求めるのではなく、地域の実情に応じたまちづくりを推進する必要がある。

また、それを推進していく上で鍵となるのは「地域担当職員」の存在であり、将来的な地域の自立を念頭に、地域に寄り添い、地域の思いをうまく引き出しながら、的確に地域活動を支え活性化に結びつけることができるよう、地域担当職員の資質（ハート）・技量（スキル）のレベルアップにも力を入れていく必要がある。